

北九州市 児童福祉施設等 第三者評価結果票

1 施設・事業所の概要

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 事業者名（法人名） | 三宅 久美 |
| (2) 事業所名 | 家庭的保育事業三宅久美 |
| (3) 所在地 | 北九州市小倉南区上曾根 1-4-1 |
| (4) 電話番号 | 093-472-7683 |

2 評価実施日

令和5年11月17日

3 評価実施者

北九州市（北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会）

4 評価結果

総合評価

事業所は貫山と曾根干潟の間の田園地帯にあります。眼下に田んぼや畑が広がり、少し足を伸ばすと、春には貫川の桜並木を見ることができます。近隣で新興住宅街の開発が始まっており、地域として活性化が感じられます。この自然豊かな環境で子どもたちを過ごさせたいという思いから、区外から通園する子どももいます。庭には菜園や花壇があり、自然とのふれあいを多く取り入れ家庭的で温かい雰囲気の中で保育が行われています。

I 子どもの発達援助

全体的な計画には保護者の意向や地域の実態、事業所の特性が反映され、保育理念や基本方針に基づいて作成されています。全体的な計画に基づいて長期的・短期的な計画が作成され、見直しを行い次の計画に生かしています。指導計画等に基づいた保育実践の記録が、継続的に記載されています。

職員会議が定期的また必要に応じて開催され、情報交換やケース会議が行われ、全職員に周知されています。健康管理について、嘱託医と連携し日頃から健康対策に取り組んでいます。健康診断では、保護者への事前の聞き取りや乳幼児健康診査受診状況の確認など、保護者・嘱託医ときめ細やかに連携が図られています。健康診断の結果は保護者に伝えるとともに職員に周知しています。感染症に関するマニュアルを作成し、発生時には状況を保護者に伝えています。流行期には嘱託医や関連機関と連携し保護者への情報提供が行われ、予防接種の働きかけが行われています。食事の場所や雰囲気を変えるなど、食事を楽しむ工夫がされています。菜園活動で収穫した野菜を給食やクッキングに使うことで、子どもも保護者も食への関心が高まっています。現在アレルギー除去食の対象児はいませんが、いつでも受け入れられるように対策が取られています。園庭には四季折々の花や野菜が栽培され、室内でメダカを飼育するなど自然に触れる環境作りがなされています。チェックリストを作成し、寝具・玩具・トイレなどの消毒を定期的に行い常に清潔を保つようにされています。職員が子どもに分かりやすく丁寧な言葉遣いで穏やかに話しかけています。子どもの発達や状況を職員で共有し、やりたい気持ちを受けとめながら見守ったり適切な介助を行ったりしています。菜園活動や散歩などで恵まれた自然環境とのふれあいを積極的に保育に取り入れています。少人数で家庭的な雰囲気の中、自然な形で異年齢交流が行われています。低月齢の子どもを預かることから、保護者との連携を密にとり、一人一人の状態を把握しながらきめ細やかな保育がなされています。日頃から人権を大切にしており、子どもを一人の人間として見ることを保育の基本としています。障害児保育の対象児はいませんが、いつでも受け入れられるように体制を取っています。

II 子育て支援

保護者との連絡は個人連絡ノートや送迎時、個別面談を通じて行われています。朝の受け入れ時の状況や視診、着替えの際に日頃と変わった様子がないか確認し、健康観察表に記録しています。児童虐待に関する研修に参加し、職場内研修において内容を共有しています。未就園児親子対象の「一緒に遊ぼう！」や子育て相談に関する情報はホームページや園外の掲示板で地域に発信されています。民生委員・児童委員の他に地域の方を招いての交流会を通して、地域の育児相談につながるよう配慮しています。

III 地域の住民や関係機関等との連携

地域の関係機関の情報については、ファイルにまとめる、掲示するなどして、保護者に提供されています。市民センター祭りや公民館祭りに、子どもの作品を出展しています。地域の清掃活動や校区の避難訓練などの活動・行事に参加するなどして連携を図っています。散歩時の挨拶を中心に近隣住民とのコミュニケーションを図っています。駐車に関しては、入園時に配布しているしおりや園外への掲示で保護者や地域の住民に周知しています。

IV 運営管理

保育理念や基本方針、保育目標は中・長期計画に明文化し定期的に見直しています。年間を通して計画的に研修の機会が設けられ、研修内容については職員の希望をもとに吟味し、決定されています。

保護者アンケートの結果は職員会議等で分析・検討を行った後、掲示などで報告しています。保育の質の向上や改善について、職員から意見を聞く機会が設けられ、実施に向けての取組が行われています。

守秘義務の遵守に関する規定が定められており、個人情報施錠できるキャビネットで管理されています。社会保険労務士と連携して、法令について正しく理解するための取組が行われています。

保護者にはえんだよりや食育コラムで情報を伝えています。ホームページで事業所の様子を発信し、入所希望者には園のしおりを配布し説明しています。事故や災害対応などのマニュアルが整備され、警察署と連携して不審者対応訓練を実施しています。

評価対象ごとの評価（概要）

I 子どもの発達援助

一人一人の子どもの状況に配慮した保育が展開されているか、保育にふさわしい環境が整っているかなどを評価したものです。

評価対象	評価結果
発達援助の基本	<p>計画・記録 全体的な計画には保護者の意向や地域の実態、事業所の特性が反映され、保育理念や基本方針に基づいて作成されています。全体的な計画に基づいて長期的・短期的な計画が作成され、見直しを行い次の計画に生かしています。 指導計画等に基づいた保育実践の記録が、継続的に記載されています。</p> <p>会議 職員会議が定期的また必要に応じて開催され、情報交換やケース会議が行われ、全職員に周知されています。</p>
健康管理・食事	<p>健康管理 健康管理について、嘱託医と連携し日頃から健康対策に取り組んでいます。健康診断では、保護者への事前の聞き取りや乳幼児健康診査受診状況の確認など、保護者・嘱託医ときめ細やかに連携が図られています。健康診断の結果は保護者に伝えるとともに職員に周知しています。</p> <p>感染症 感染症に関するマニュアルを作成し、発生時には状況を保護者に伝えています。流行期には嘱託医や関連機関と連携し保護者への情報提供が行われ、予防接種を働きかけています。</p> <p>食事 食事の場所や雰囲気を変えるなど、食事を楽しむ工夫がされています。菜園活動で収穫した野菜を給食やクッキングに使うことで、子どもも保護者も食への関心が高まっています。現在アレルギー除去食の対象児はいませんが、いつでも受け入れられるように対策が取られています。</p>
保育環境・保育内容	<p>保育環境 園庭には四季折々の花や野菜が栽培され、室内でメダカを飼育するなど自然に触れる環境作りがなされています。チェックリストを作成し、寝具・玩具・トイレなどの消毒を定期的に行い常に清潔を保つようにしています。園内には年齢や発達、季節に応じた絵本が豊富に準備されています。</p> <p>保育内容 職員が子どもに分かりやすく丁寧な言葉遣いで穏やかに話しかけています。子どもの発達や状況を職員で共有し、やりたい気持ちを受けとめながら見守ったり適切な介助を行ったりしています。菜園活動や散歩などで恵まれた自然環境とのふれあいを積極的に保育に取り入れています。少人数で家庭的な雰囲気の中、自然な形で異年齢交流が行われています。 低月齢の子どもも預かることから、保護者との連携を密にとり、一人一人の状態を把握しながらきめ細やかな保育がなされています。</p> <p>人権・性差 日頃から人権を大切にしており、子どもを一人の人間として見ることを基本に保育しています。人権に関する研修に積極的に参加し職員の啓発を行っています。保護者にも啓発パンフレットを配り、行事の折に性差への先入観を持たないようにするなどについて伝えています。</p> <p>障害児保育 障害児保育の対象児はいませんが、いつでも受け入れられるように体制を取っています。 室内の段差を無くすなどの設備面での整備を行い、障害児研修に参加しその内容は全職員で周知されています。</p>

II 子育て支援

子育てに関する保育所と保護者との相互理解や、地域における子育て支援の取り組みなどを評価したものです。

評価対象	評価結果
入所児童の保護者 の育児支援	<p>保護者との関係・虐待</p> <p>保護者との連絡は個人連絡ノートや送迎時、個別面談を通じて行われています。また、新入園児の保護者には、一家族ずつ保育参加や給食の試食を実施しています。保育室以外に部屋が設けられており、相談しやすい環境が整えられています。</p> <p>朝の受け入れ時の状況や視診、着替えの際に日頃と変わった様子がないか確認し、健康観察表に記録しています。傷等については、適宜保護者に確認しています。児童虐待に関する研修にも参加し、職場内研修において内容を共有しています。</p>
地域の子 育て支援	<p>地域支援</p> <p>未就園児親子対象の「一緒に遊ぼう！」や子育て相談に関する情報はホームページや園外の掲示板で地域に発信されています。民生委員・児童委員の他に地域の方を招いての交流会を通して、地域の育児相談につながるよう配慮しています。</p>

III 地域住民や関係機関等との連携

地域の最も身近な児童福祉施設としての役割を果たしているか、関係機関等との連携を図っているかなどを評価したものです。

地域 の 住 民 や 関 係 機 関 ・ 団 体 と の 連 携	<p>地域での役割・その他機関との連携</p> <p>地域の関係機関の情報については、ファイルにまとめる、掲示するなどして、保護者に提供されています。関係機関への訪問を重ね、施設の周知に努めています。他にも市民センター祭りや公民館祭りでは、子どもの作品を出品しています。地域の清掃活動や校区の避難訓練などの活動・行事に参加し、連携を図っています。散歩時の挨拶を中心に近隣住民とのコミュニケーションを図っています。園で収穫した野菜を配布し、地域からは松ぼっくりなどをプレゼントされています。駐車に関しては、入園時に配布しているしおりや園外への掲示で保護者や地域の住民に周知しています。</p>
実習・ ボランティア	<p>実習等の受入</p> <p>家庭的保育事業所については、生後57日目からの利用となり感染症等が危惧されるため非該当です。</p>

IV 運営管理

保育に関する基本方針等が策定されているか、職員研修などの取り組みがなされているかなど、組織としての運営管理を評価したものです。

基本 方 針 組 織 運 営	<p>理念・方針</p> <p>保育理念や基本方針、保育目標は中・長期計画に明文化され、職員会議や回覧によって周知し、定期的に見直しが行われています。保護者や入所を希望する方、地域の住民に対しては、園のしおりや玄関への掲示、ホームページに示されています。</p> <p>保育の質の向上・研修</p> <p>保護者アンケートは行事を通して実施し、職員会議等で分析・検討を行った後、掲示などで保護者に報告しています。保育の質の向上や改善について、職員から意見を聞く機会が設けられ、実施に向けての取組が行われています。</p> <p>年間を通して計画的に研修の機会が設けられています。研修内容については職員の希望をもとに吟味し、決定しています。個人別研修履歴を作成し、研修報告に活かされています。</p>
安全・ 衛 生 管 理	<p>守秘義務・情報・安全</p> <p>守秘義務の遵守に関する規定が定められており、個人情報施錠できるキャビネットで管理されています。個人情報に関する園内研修を毎年行い、職員間で共有されています。社会保険労務士と連携して法令について正しく理解するための取組が行われています。</p> <p>保護者にはえんだよりや食育コラムで情報を伝えています。ホームページで事業所の様子を発信しています。また、希望者には園のしおりを配布し説明しています。事故や災害、食中毒、不審者対応などのマニュアルが整備されています。警察署とも連携し、不審者対応訓練を実施しています。トイレ環境は入所児に合わせて個別の空間や子ども用の手洗い設備が整えられています。</p>